

**改正**

平成19年2月7日告示第11号

築上町まちづくり推進交付金交付規程

(目的)

**第1条** この規程は、築上町補助金等交付規則(平成18年築上町規則第39号)に定めるもののほか、まちづくり推進交付金(以下「交付金」という。)の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の要件及び金額)

**第2条** 交付金は、自治会及び自治会長会(以下「自治会等」という。)において創意と工夫によるまちづくりを進めるために必要な経費に対し、予算の範囲内で交付する。

(交付の使途)

**第3条** 交付金は、自治会等がまちづくりを進めるうえで必要な経費に充てるものとする。

(交付金の申請)

**第4条** 交付金の交付を受けようとする自治会は、築上町まちづくり推進交付金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(交付金の決定)

**第5条** 町長は、申請書を審査のうえ、交付すべきと認めたときは、速やかにその決定(様式第2号)を行うものとする。

(関係書類の整備)

**第6条** 自治会は、交付金に係る諸費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(実績の報告)

**第7条** 交付金の交付を受けた自治会は、次年度の5月31日までに築上町まちづくり推進交付金実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

**第8条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月7日告示第11号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

年度築上町まちづくり推進交付金交付申請書

築上町長 様

申請団体名

代表者氏名 ㊦

年度において、下記のとおり築上町まちづくり推進事業を実施したいので、  
築上町まちづくり推進交付金交付規程第4条に基づき交付金 円を申請致します。  
す。

記

- 1 事業の目的 住民自らが、創意と工夫により、住みよいまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、能率的な運営を図る。
- 2 事業の内容 住みよいまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための自治会役員活動費及び取組み計画事業費
- 3 関係添付書類 事業（活動）計画書・予算書

築 第 号  
年 月 日

様

築上町長

築上町まちづくり推進交付金交付決定について（通知）

年 月 日付で申請のあった 年度築上町まちづくり推進交付金  
については、築上町まちづくり推進交付金交付規程第4条に基づき、下記のとおり交付  
することを決定したので、同規程第5条の規程により通知する。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 この交付金の交付の対象となる期限は、 年 月 日までとする。ただし、保留金の出た場合は、翌年度に繰り越すことができるものとする。
- 3 実績報告書の提出期限は、 年 月 日までとする。
- 4 この交付金にかかる予算、決算及び関係書類は、整理し保管しておかなければならない。

年 月 日

年度築上町まちづくり推進交付金実績報告書

築上町長 様

申請団体名

代表者氏名

㊦

年 月 日付で交付決定のあったまちづくり推進交付金において、まちづくり推進事業を実施したので、築上町まちづくり推進交付金交付規程第7条の規定により関係書類を添えて事業実績報告します。

記

- 1 事業の目的 住民自らが、創意と工夫により、住みよいまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、能率的な運営を図る。
- 2 事業の内容 住みよいまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための自治会役員活動費及び取組み計画事業費
- 3 関係添付書類 事業（活動）報告書・決算報告書